

仕様書			
件 名	部外技能訓練 （（二等無人航空機操縦士）（初学者））	仕様書番号	第 1 4 号
		作成年月日	令和 8 年 3 月 1 0 日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1 等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する「二等無人航空機操縦士）（初学者）」について規定する。

2 受講予定者人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

- (1) 合宿による免許取得を基準とする。この際に発生する技能講習費、入所金等の事務手続費、講習管理団体が認定する技能証明申請に係る費用のほか、合宿所での宿泊費、食費、合宿所から教習所までの交通費及び検査料等諸費用は契約相手側が負担するものとする。
- (2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。
- (3) 受講期間は、第 3 項に規定する期間のうち契約相手側と官側との調整により決定する。
- (4) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。この際、令和 9 年 3 月 3 1 日を越えない期間とし、諸費用の増額は実施しない。

(5) 宿泊所、修学等の設備

就学中は、教習施設に自習室（宿泊部屋に机設置でも可）があり、講習時間外任意に使用できるものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。（同条件の部外委託による配送等可）

(6) 技能認証に含む飛行形態（講習に含める内容）

- ア 人又は家屋の密集している地域の上空の飛行に対する講習
- イ 人又は物件との 3 0 m の距離が確保できない飛行に対する講習
- ウ 空港等の進入表面等の上空の空域の飛行に対する講習
- エ 地表又は水面から 1 5 0 m 以上の高さの空域の飛行に対する講習
- オ 目視外飛行に対する講習
- カ 催し場所上空の飛行に対する講習
- キ 夜間飛行に対する講習

(7) 実技等

国土交通省への飛行申請手続きに対する講習及び飛行申請に必要なドローンの飛行実習10時間以上を確保すること。

(8) 教材等

契約相手側において講習及び実習において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、官側検査官により仕様書に基づく事項の完了状況及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により、提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件 名	所持 免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 ((二等無人航空機操縦士)(初学者))		仕様書の とおり	6 0	人			

受講予定者数

所属駐屯地	予定者数
青 森	5
弘 前	3
八 戸	3
岩 手	8
秋 田	2
仙 台	1 9
霞 目	2
多賀城	6
船 岡	2
神 町	8
福 島	1
郡 山	1
合 計	6 0